

3. 案件

(1) (仮称) 介護予防センター竹寿苑建設工事

意見・質問	回答等
○この工事の入札参加業者の内、長岡京市内の業者は何者ありましたか。	・ 3 者です。
○一般競争入札の選定基準では公募地域に定めがないことから、案件ごとに応じて地域設定を行っているのだと思いますが、近畿エリアで募集したことには何か理由がありますか。	・ この工事に関しましては、規模が大きく価格も高額な案件であることから、競争性を高めるため近畿エリアまで範囲を拡げ、参加業者を募りました。
○同じ金額で入札されている業者が 4 者あり、その金額が調査基準価格と同額であることについてはどのように思われますか。	・ 調査基準価格を下回って落札しますと、監理技術者の追加や前払い金の縮減等のペナルティーが発生します。調査基準価格と同額で入札された 4 者は、低入札にならない調査基準価格で入札されたものと考えています。
○調査基準価格で落札できなければ仕方がないということですか。	・ その通りだと思います。 調査基準価格は開札後に初めて明らかになる価格ですが、予定価格は事前に公表しているので、予定価格をベースに調査基準価格をある程度推測することは可能です。
○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	

(2) 長岡京市立小中学校特別教室等空調設備新設工事その 5

意見・質問	回答等
○この工事はどのような内容ですか。 ○特別教室とは、理科室等ですか。 ○この工事に伴って、天井の補修等は発生しないのですか。工事種別が管工事なので設備工事だけですか。 ○入札参加条件に施工実績や成績評定の点数を求めているのはなぜですか。 ○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・エアコンの設置されていない特別教室に冷暖房設備を設置するものです。その工事と合わせ換気設備の無い教室に換気設備の設置も行いました。 ・その通りです。理科室や音楽室等です。 ・基本的には管工事が主なものになりますが、天井吊りの空調設備にしておりますので、建具にダクト配管を抜く等、取り合いの部分で若干の建築工事は発生しております。 ・業者選定基準では、施工実績や成績評定点を求めない工種区分となっております。選定基準の 4 - 2 その他管工事、予定価格 2500 万円以上 4000 万円未満に該当します。

(3) 特定空家等解体工事

意見・質問	回答等
○木造平屋住宅の解体で予定価格が 362 万円というのは少し高額だと感じますが、解体費用は所有者に請求するのですか。	・ 今回の特定空家の解体ですが、所有者が相続放棄で不在ということで、略式代執行にて行いました。所有者に費用請求を行わないと聞いております。
○工事価格は妥当だと思われますか。敷地面積からもこれほどの金額にならないのではと思いますが。	・ この工事に関しましては、周りが竹やぶであり、敷地に面した道路の幅員が 2m しかなかったことから、重機のサイズや作業が通常より制限されてしまう上、その狭い道路に面して解体対象物が建っていることから、通行人に危険が及ばないよう手作業で慎重に進めなければならなかったこと等もあり、今回の工事価格となりました。
○人力での作業が多かったということですか。	・ その通りです。
○解体が必要な特定空家は他にもありますか。	・ 現時点ではありません。
○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	

(4) スポーツセンター施設耐震化等工事

意見・質問	回答等
○二回目の公告では工事实績を要件に入れていますか、何か理由がありますか。	・二回目では市外業者が入れるようにエリアを広げて公告しました。市外業者につきましては、工事实績を求めるということを選定基準で定めています。
○選定基準のどの部分に該当しますか。	・長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準 第5の2運用にあたっての留意点(2)条件付一般競争入札の中の③に記載しております。
○簡易公募型指名競争入札から条件付一般競争入札に変更したということですか。	・その通りです。
○当初から条件付一般競争入札での公募は考えなかったのですか。	・選定基準の中で、今回の工事価格であれば一般建設業許可の市内本店で、競争方式は簡易公募型指名競争入札と定めているため、まずそこから始めています。
○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	

(5) 長岡京市立中央公民館・図書館エレベーター更新工事

意見・質問	回答等
○2 者の入札金額が、予定価格とほぼ同じ金額となっています。	・コロナ禍後の建設工事増加の影響を受け、エレベーター等の材料が納品されないということが建設現場で発生しています。予定工期内にエレベーターを納品できるのが、今回参加された 2 者であり、資材の価格高騰から、予定価格とほぼ同額で入札されたと考えています。
○シャフト等はいれ替えず、エレベーターの設備を入れ替えるだけの工事ですか。付帯工事はないのですか。	・既存のシャフトを利用し、取り外せる機器等はすべて取替ます。工程の中で必要な取り付け部分等の仕上げは行います。
○今回の業者選定では、市内や準市内等の縛りは特に設けてないのですか。	・この工事に関しては、案件ごとにエリアを検討することになっています。機械器具は市内業者の登録が 1 者しかないことから、競争性を考慮して近畿エリアまで広げています。
○今後の定期点検は設置したメーカーが行うのですか。	・今回対象となっている 2 つの建物については、管理委託しており、エレベーターの管理も含まれています。基本的には管理会社が依頼した業者が点検を行います。
○大きなメンテナンスが必要となれば、設置したメーカーとの特命随意契約になるのですか。	・入札を行い、他のメーカーが参入されたと材料等の関係もあり、対応いただけない可能性もありますので、現状では特命随契としています。
○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	

(6) 神足 3 丁目雨水吐口改修工事

意見・質問	回答等
○この工事は、落札率が非常に高いことが気になります。何か理由がありますか。 ○通常であれば年度開始後に起工を行うと思うのですが、3 月に起工したのは、何か急ぐ理由があったのですか。 ○工種を簡単には変更できないと思うのですが、どのように決定されるのですか。 ○工事の内容は、一回目と二回目では変わっていないのですか。	・製品がすぐに手に入らないことと、資材の価格高騰が主な原因だと思います。 ・12 月に一度、機械器具工事で公告を出しましたが、入札参加業者の申し込みがありませんでした。今回の工事には、舗装や管の布設等の土木工事も含まれていることから、土木一式工事で、3 月起工で公告することとなりました。 なお、実際に工事完了後、8 月に大雨が降りましたが、今回の工事で改修した設備が能力を発揮し、地元に貢献することができました。 ・発注する工種については、委員会の中で決める事にはなるのですが、国の基準で建設業許可ガイドラインというものがあまして、その中にこういった工事であればこの工種が対象といった記載があります。例示はされているのですが、全て網羅されているわけではないので、複数の工事に該当する場合もあります。今回の場合だと機械の割合が大きかったので当初は工種を機械工事としておりましたが、申し込みがないという中で、土木の要素も含まれている点から、このまま機械で出して受注者が現れないという事が想定されたので、土木一式という事で発注を行いました。ガイドラインから外れているわけではないです。土木の要素がなければ土木一式工事で発注することは不適切だと思いますが、今回のケースについては委員会にて土木一式で発注する結論になりました。 ・内容は変わっていません。

様式 6 - 1（定例会議）

○ポンプ設備とその他工事の価格の割合はどれぐらいですか ○一回目を機械で公告されたのは、ポンプのメンテナンスの関係ですか。 ○そうですね。今回は土木で施工しましたが、ポンプ設備のメンテナンスに支障はありませんか。 ○事情はわかりました。この案件のまとめとして、入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・土木工事については全体の二割程度です。 ・それもありますが、工事内容の主たる部分がポンプ設備の改修なので、機械で行くべきだと思いました。 ・特に支障はありません。
--	--

(7) 立石林道緊急修繕

意見・質問	回答等
○今回の修繕以降も補強等は想定されているのですか。	・修繕完了後、台風や大雨警報があった中で、状態を維持できているので、今のところ想定していません。
○大型土のうをいくつか積んだものの下にあるバラストーンのようなものは元々あったものですか。	・元々あったものですが、今回の崩落の影響で壊れてしまったので、すべてやり替えています。修繕後は、既存の設置箇所より延長は伸ばしております。
○今回、新たに追加したのは大型土のうということですか。	・布団かごも新設しております。
○布団かごというのですか	・そうです。長方形で高さが 50 c m 程度のものです。以前にも数メートル程度、設置されていたのですが、崩落によってほとんどの部分が流されてしまいました。今回の修繕では、既設の布団かごを取り除き、新たに設置しました。
○今後、追加で修繕の予定はないのですか。	・現在、この場所については安定しているので、新たに災害が発生しない限り、このままの状態です。このまま影響がなければ、周辺の草木が馴染んで、土壌に根を張り安定しますので、現状を見守っているところです。
○今回の施工業者は、3 年度に同様の箇所を施工されたのですか。	・この場所自体を施工されたわけではありません。近隣での施工実績があったということです。3 年度に他の部分で崩れた箇所を施工していただきました。
○この道を通行するのは、人だけですか。	・通常は人だけですが、市の職員が点検を行う際に軽自動車が行き通れるようになっています。普段は、入り口部分にチェーンをかけているので、一般車は通行できません。

○土のうの部分も布団かごにした方が安心に思えるのですが。 ○この土のうは、崩れてきた土砂を利用しているのですか。 ○土砂を運搬して処分するのも大変です。合理的だと思います。過剰な施工もなく、必要な工事をされたと思います。 今回の工事についての経緯はよくわかりました。まとめに入りたいと思います。意見聴取させていただき、入札に関する手続きや経過について、特に問題はないものと思います。	・この土のうは、災害時には必ず使用するもので、耐久性は十分です。今回の修繕方法は、緊急時に行うものとしては最善だと考えています。 ・そのとおりです。
---	---